

経済再建途上のタンザニア都市生活の実態と問題点

——新聞資料を中心に——

ふる さわ こう ぞう
古 沢 紘 造

はじめに

- I 収入の源泉
 - II 物価と税金
 - III 土地・住宅
 - IV 不正の横行と対応
- むすびに

はじめに

タンザニアは、ムウィニ (Mwinyi, 1985年10月大統領就任) 政権の下で、IMF の勧告を受け入れ多額の資金援助を獲得し、経済再建に本格的に取り組むこととなった。第1次経済再建計画 (Economic Recovery Programme I, 1986年7月～89年6月) のなかの主要な政策を列挙すれば、以下のようである(注1)。

- (1) 農産物生産者価格の引上げ。
- (2) タンザニア・シリング (以下、シリングと略) の対外価値過大評価の是正。
- (3) 輸出振興, 輸入自由化の促進, 国内取引の合理化。
- (4) 歳入増大, 支出抑制。
- (5) 公共セクター: 賃金総額固定化, 合理化と人員整理, 新規募集凍結。
- (6) 基本的社会サービス提供業務の中央政府から地方自治体への移転。
- (7) 通貨供給, 信用拡大の抑制, 利子率の適正化。

これらの政策がどのように実施され、いかなる結果をもたらしたかに関心がもたれるところだが、政府統計の発表が遅れていることもあり、まだ本格的な分析はなされていない。タンザニア政府が、1989年12月の同国諮問グループ会議 (パリ) のために準備したレポート (第2次経済再建計画 [Economic Recovery Programme II] =経済・社会行動計画 [Economic and Social Action Programme] 1989/90～91/92) によって、一応実施結果をまとめてみると次のようである(注2)。

- (1) GDP (国内総生産) の成長率は顕著な伸びを示して

いる。とくに農業部門の成長がめざましい。工業部門では生産が概ね回復してきているが、大部分の工業の生産能力利用率は依然として低水準にある。(2)輸出稼得は着実に増加しているが、輸入資金の大部分を外国に依存する状況は変わっていない。対外債務は増大を続けており、債務返済が経済を圧迫している。(3)銀行からの政府借入を十分抑制することができたが、農産物流通機関への貸付けは増大した。通貨の急激な供給増加は物価上昇をもたらしている。(4)社会サービスへの政府支出は削減され、その結果、医療、教育、水道などのサービスの質が低下している。

第2次経済再建計画=経済・社会行動計画は、第1次経済再建計画で実施された政策を継承しながら、他方ではこれまで軽視されてきた社会サービスの改善に本格的に取り組むための方策を明らかにしている(注3)。また都市の失業者、不完全就業者の雇用対策として道路補修、環境整備などの公共事業が予定されている。第2次経済再建計画では、国民の生活水準の悪化を阻止し、生活を安定させることが焦眉の課題となっている。

さて本稿では、経済再建下で都市労働者の生活がいかなる影響を受け、そこにどのような経済・社会問題が生じているのかを新聞資料を中心に検討してみたい。横行する不正に対しては、どのような対策が講じられようとしているかを紹介したい。資料として使用した新聞は『デイリー・ニュース』(Daily News, 日刊), 『サンデー・ニュース』(Sunday News, 週刊), 『ビジネス・タイムズ』(Business Times, 週刊), 『ウフルー』(Uhuru, スワヒリ語, 日刊), 『ムザレンド』(Mzalendo, スワヒリ語, 週刊)である。

(注1) Tanzania, *Economic Recovery Programme*, 1986年, 第3章, 14～19ページ参照。

(注2) Tanzania, *Economic Recovery Programme II (Economic and Social Action Programme 1989/90～1991/92)*, 1989年, 第1章, 3～8ページに、第1次経済再建計画の評価が書かれている。

(注3) 第2次経済再建計画では、優先すべき社会

的とりくみとして教育、医療、水供給、食糧確保、雇用確保、所得増大があがっている。

I 収入の源泉

1. フォーマル・セクター

タンザニアのフォーマル・セクターには行政機関（中央政府、市）、公企業、民間企業が含まれる。まず行政機関に働く公務員の給与であるが、1986/87年～89/90年の3年間に最低が2.56倍（810→2075シリング）、最高が2.63倍（7245→1万9035シリング）と著しい上昇を示している（注1）。最低給与と最高給与の比率は1986/87年1：8.94、89/90年1：9.17であり、給与格差はそれほど拡大していない。

第1表は公務員、公企業従業員（サービス部門）の給与体系を比較したものである。高度専門職（レアード・プロフェッション）に入るのは公務員では医師、獣医、薬剤師、公認会計士、会計検査官、パイロット、博士号取得者である。公企業ではエリート専門技術者である。最高等級（スーパー・スケール）は公務員の場合、省・部局の上級管理職、公企業では経営幹部である（注2）。公務員と公企業従業員の給与体系はほとんど差がないが、同一等級内、等級間（最低と最高）の格差は公企業の方が大きい。公企業従業員の給与の最低と最高の比率は1：11.8である。

生産部門の公企業は財政状態に合わせて独自に給与を決定することが認められているが、公機構常設委員会（Standing Committee on Parastatal Organisation: SCOPO）は給与の最高引上げ率、最低と最高の比率について助言、指導を行なっている。それによると最高引

第1表 公務員、公企業従業員（サービス部門）の給与体系（1989/90年）

（単位：タンザニア・シリング）

等級	公務員	公企業従業員 （サービス部門）
オペレーション・サービス	2,075～7,285	1,770～8,330
ゼネラル・スケール	3,095～12,075	2,860～13,560
レアード・プロフェッション	5,980～16,400	6,460～17,800
スーパー・スケール	12,785～19,035	13,740～20,940

（出所）公務員：Musuya, C. D., *Hotuba ya Waziri wa Fedha Kwenye Bunge*, ダルエスサラーム, 1989年, 21ページ。

公企業従業員：Uhuru, 1989年6月23日。

上げ率は1988/89年は87/88年給与総額の15%、89/90年は給与総額の20%であった（注3）。最低と最高の比率は1987/88年の場合、1：6とされている。

公表された給与改定の実施状況であるが、公企業ではきわめて悪い。1987/88年、353企業中実施したのは84（23.8%）、88/89年63（17.8%）であった。SCOPOは公企業に対し接待費、出張費などの支出を削減し、他の予算を一時流用してでも早急を実施するよう要請している（注4）。

一方、公企業（生産部門）では、(1)農産物生産者価格の引上げによる原料（綿花）の価格上昇、(2)貿易自由化による外国との競争激化、(3)金融引締めによる資金調達難など、経済再建のための政策遂行が原因で経営困難に陥り、操業コスト削減のために労働者に長期休暇（一時解雇）を強制するケースが出てきている。ダルエスサラーム所在の3つの企業を例にとってみよう。

繊維会社のキルテックス（KILTEX. ダルエスサラーム工場）は水不足に加えて、綿花買入れ資金が底をつき、1987年2月、663人の労働者に2カ月の休暇を取らせている。給与は最初の1カ月は支給されたが、2カ月目以降無給となった。彼らが職場に復帰したのは8カ月後であった（注5）。

タンガニーカ繊維会社は1987年11月に450人の一時解雇を発表した。国内の原料価格の高騰、販売税の引上げのために製品が輸入品と比較して割高となり、大量在庫を抱えたからである。一時解雇発表当時、558箱（800万シリング）が売れ残っていた。解雇された労働者には、帰省の旅費用と1カ月分の給与が支給された（注6）。

ボラ靴製造会社（Bora Shoes Company）も資金不足から原料が調達できず、労働者に一時休暇が強制された。1989年3月にはそうした労働者の数は500人を超える。ボラ社は今年、各労働者に9万シリングを支給して解雇することを決定したが、財政難のため実施が延期されている。タンザニア商業銀行、タンザニア投資銀行、タンザニア開発金融会社に対するボラ社の負債総額は15億シリングに達している（注7）。

民間企業の給与については、タンザニア雇用者協会（Association of Tanzania Employer）とタンザニア労働者同盟（Union of Tanzania Workers. 通称 JUWATA）との間で文書による合意が交わされ、1988年7月から公企業（サービス部門）と同じ給与引上げが行なわれることとなった（注8）。1～5等級に対する引上げ率は以下のとおりである。

I 1060～1500シリング（20%）

- II 1501～2000\$ (17.5%)
- III 2001～4000\$ (15%)
- IV 4001～6000\$ (12.5%)
- V 6001\$以上 (10%)

給与所得者(公共, 民間)は給与以外に諸手当(家族, 住宅, 通勤), 付加給付(住居, 輸送サービス, 給食)を与えられているが, これらを加えたとしても, 物価高騰, 重い税負担の下では生活を維持することはきわめて困難である。給与引上げ分を手にてきても, それほど助けとはならない。そこで給与所得者自身, またその家族も収入を得るためにインフォーマル・セクターで働くこととなる。

2. インフォーマル・セクター

ILO/JASPA は, 1985年にダルエスサラームのインフォーマル・セクターについて調査を行なっているが, それは工業分野の活動のみを対象とするものであった。これと対照的に1988年9月に人的資源配置転換プロジェクト

第2表 インフォーマル・セクターの活動分類
(ダルエスサラーム)

部 門	活 動 内 容
I 製造業・メイン テナンス	大工仕事, とうもろこし製粉, 製パン, 仕立て, 靴づくり, 靴みがき, 鍛冶, 金物組立て, 溶接, 煉瓦づくり, 修理サービス
II 農業・自然資源	漁業, 水産物加工, 酪農, 養鶏・養豚, 果物・野菜栽培, 花栽培
III 商 業	零細商(商品全般, 卵, 野菜, 果物, 加工魚, 食物, 飲料, 木炭など)
IV 工芸・文化・料 理・サービス	ハンドクラフト, 彫刻, 音楽, 舞踏, 料理(食堂), 髪編み, 整髪など
V 運 送	自動車, 自転車, 荷車の所持者による全ての運送形態など

(出所) Sabai, M. T. 他, "Redeployment of Human Resources in Tanzania, Report on the Informal Sector: Constraints and Opportunities" (未公刊, ダルエスサラーム, 1989年3月, 16ページ)。

(注) なお, インフォーマル・セクターの特徴として, 次の点があげられている。

- (1)事業の所有者と経営者が同一。(2)運転資金のほとんどが個人貯蓄から出ている。(3)借入は主に友人や親戚に頼る。(4)業者の月平均所得5,000～17,000\$。(5)文書による記録が重要な経営手段となっていない。(6)事業が公共施設(電気, 水道, 電話など)にほとんど依存していない。(7)技術修得は独力による。(8)主要な立地条件は, 市場への隣接である。

ト研究 (Redeployment of Human Resources Project Study: RHRPS) が実施した調査は工業だけでなく, 他の多様な経済活動をも含むものとなっている(第2表参照)。調査地域はダルエスサラーム州の3県, イララ(Ilala), キノンドニ(Kinondoni), テメケ(Temeke)にある15郡(52郡中), 調査サンプルは529業者である(注9)。

インフォーマル・セクターの業者を部門別に分けると, I 製造業・メインテナンス108 (31.8%), II 農業・自然資源20 (3.8%), III 商業265 (50.1%), IV 工芸・文化・料理・サービス60 (11.3%), V 運送16 (3.0%)である(注10)。商業の比率が非常に高いのは露店商, 行商人などはほとんど元手なしに商売を始めることができるからである。業者1人当りの所得(月間)は第1位がII 農業・自然資源(1万6100\$), 以下, IV 工芸・文化・料理・サービス(1万981\$), III 商業(7606\$), V 運送(5731\$)の順である(注11)。フォーマル・セクターの給与所得と比較してみるとインフォーマル・セクターは各部門ともかなり高い所得を得ていることがわかる。

近年, 外国援助機関(政府・民間)は, このインフォーマル・セクターに対して支援の姿勢を明確に打ち出している。たとえばイギリスのボランティア・サービス・オーバークーズ(Volunteer Service Overseas: VSO)は, これまでタンザニアの教育プログラムに力を入れてきたが, 1988年6月のVSO会議で, インフォーマル・セクター支援を優先することを表明した(注12)。デンマーク国際開発機関(Danish International Development Agency)は, ダルエスサラームの女性ボランティア・グループ, ミッション・トゥ・ニーディ(Mission to Needy, 1986年設立)を通じて女性行商人に運転資金を援助している。援助額は1989年9月, 100万\$ (対象96人), 90年2月, 140万\$ (57人)である。今年2月の時点で, 未決定となった申請者は約600人にもぼっている(注13)。

しかしタンザニア政府自身は, 財政難もあってインフォーマル・セクターに対してこれといった積極的な振興策をとっていない。小規模工業開発機構(Small Industries Development Organization), 協同組合・農村開発銀行(Cooperative and Rural Development Bank)などを通じてインフォーマル・セクターの業者に資金貸付などが行なわれているが, それはごく限られたものでしかない(注14)。

一方, ダルエスサラーム市当局はインフォーマル・セクターの活動に対して取り締りを強化する方向に進んでいる。零細商人や家畜飼育者に対する取り締りについて

見てみよう。

市当局は営業許可証のない行商人、露店商の追放、営業活動地域の限定に力を入れている。行商人の多くは営業許可を受けずに活動しており(注15)、彼らはカバン、ベルト、ベッド・シーツ、シャツ、石けん、化粧品など、商店主からの委託品を町で売り捌いた後、原価を商店主に支払い、差額を自分の収入としている(注16)。また露店商の場合、行商人よりも扱う商品は多様であり、焼肉、目玉焼き、じゃがいものフライ、焼キャッサパなどの食物も売っている。市当局がこれらを取締る理由は(注17)、(1)一般の商人が料金を支払い営業許可を取って商売をしているのに行商人、露店商がそれを逃れ、潜りで商売をしているのは不公平である、彼らは商店の営業を妨害するだけでなく、通行の妨げにもなっている、(2)食物を扱う露店商は不衛生な食べ物を売ったり、食物のくずを捨てて町を汚し、市民の健康を脅かしている、などである。

しかし行商人や露店商の側から見ると、営業許可を取るには手続きが面倒なうえ、時間がかかり、しかも毎年それを繰り返さねばならない、などの不満がある。また限定地域で営業することには強い反対がある。なぜなら行商人、露店商が集中し、競争が強まり儲けがなくなってしまうからである(注18)。

次に家畜飼育者に対する取締りである(注19)。ダルエスサラーム市当局は、家畜が草を食べながら市内を移動するのをやめさせるために1世帯の家畜飼育頭数を4頭に制限する条例を今年制定した。この条例に違反した者は5000シの罰金、または禁固6カ月である。これまで牛、山羊、豚などの飼育に関する市の規制はほとんど無視され、多くの家畜が車や通行人に混じって市内を歩きまわっていたが、この条例によって、家畜は庭や囲いのなかで飼育することが義務づけられることとなった。

しかし家畜飼育者のなかにはなぜ4頭以上飼ってはいけないのか、という反発がある。彼らは、家畜飼育は蛋白(肉、ミルク)の供給、収入源の提供という点で市民に大いに貢献しており、それに4頭以上家畜を飼っても生活環境を破壊するほどのことはない、と主張している。

(注1) Musuya, C. D., *Hotuba ya Waziri wa Fedha Kwenye Bunge* [議会における大蔵大臣の演説], *ダルエスサラーム*, 1989年, 21ページ/*Daily News*, 1987年7月2日。

(注2) *Daily News*, 1989年6月23日/*Uhuru*, 1989年9月2日/*Sunday News*, 1989年11月26日。

(注3) *Daily News*, 1990年2月26日。

(注4) *Mzalendo*, 1989年11月15日。

(注5) *Daily News*, 1987年3月17日, 88年12月20日。

(注6) *Daily News*, 1987年11月13日。

(注7) ボラ靴製造会社の経営難については, *Uhuru*, 1989年5月3日, 90年3月14日/*Daily News*, 1990年3月30日参照。

(注8) *Daily News*, 1988年7月23日。

(注9) Sabai, M. T.; L. A. Msambichaka; D. S. Dandi; T. W. Maembe; E. L. Mkusa; J. M. T. Masarele; "Redeployment of Human Resources in Tanzania, Report on the Informal Sector: Constraints and Opportunities" (未公刊), *ダルエスサラーム*, 1989年3月, 24ページ。

調査地は以下のとおりである。キノンドニ県(タンダレ [Tandale], ムワナニヤマラ [Mwananyamala], キノンドニ [Kinondoni], マンゼッセ [Manzese], カウエ [Kawe] など6郡 [18郡中]), イララ県(タバタ [Tabata], イララ [Ilala], ブグルニ [Buguruni], カリアコー [Kariakoo] など6郡 [18郡中]), テメケ県(キガンボニ [Kiganboni], テメケ [Temeke], ケコ [Keko] の3郡 [16郡中])。

(注10) 同上資料 20ページ。

(注11) 同上資料 55ページ。

(注12) *Daily News*, 1988年6月10日。

(注13) *Daily News*, 1990年2月3日。

(注14) SIDO の場合、主として小規模工業への貸付けを行なっている。

(注15) *Daily News*, 1989年11月22日。

(注16) *Sunday News*, 1989年10月9日。

(注17) *Daily News*, 1989年3月8日。

(注18) *Daily News*, 1989年11月22日。

(注19) 家畜飼育者に対する取締りについては, *Daily News*, 1990年1月5日, 16日, 2月2日, 3月26日/*Sunday News*, 1990年1月14日参照。

II 物価と税金

1. 物価

統計局の推定によると都市住民が消費する財(サービスも含む)のインフレ率(小売物価指数の変化率)は、1986年32.4%、87年30.0%、88年31.1%であった(注1)。物価に関して都市住民が強い不満を抱いている問題に

物価統制の有名無実化と輸入品の異常な高騰がある。まず物価統制についてである。タンザニアでは、生活費の安定、政府貸金政策の支援を目的とした価格統制が1973年に導入され、翌74年には価格統制委員会(National Price Commission)が設置された。当初はおよそ1000品目の製品の工場渡し価格、小売価格を定めていたが、1978年には2500品目にも上った。その後、統制品目は次第に減少し、第1次経済再建計画に関連して発表された統制品目リストでは80品目にまで激減している(注2)。1987/88年の統制品目は23であった(注3)。

統制品については公定価格どおり売られていないという点が問題とされている。たとえば1987年8月7日の『ウフルー』紙の投書によると、テメケで米1 穀30~35シ(公定価格26シ)、小麦1 穀35シ(同28シ50シ)、とうもろこし1 穀19シ(同12シ50シ)、砂糖1 穀40シ(同27シ55シ)で売られており、公定価格よりも30~50シも高い価格になっている。1988年11月、キノンドニでは米1 穀65~75シ、小麦1 穀35~40シで売られているという報告(注4)がある。食料品以外の統制品でも公定価格は完全に無視されており、公定価格360シのセメント1袋が550シで公然と販売されている(1988年11月)(注5)。こうした不当な闇取引に対して、警察や革命党の党員がなぜ取り締まりをしないのだという怒りの投書も新聞に出ており、不正取引に対する罰則強化とその実行を求める声は強い(注6)。

外国からの輸入品の価格があまりにも高く、一般庶民は全く手を出せないのも大きな不満の種になっている。1988年12月の『デイリー・ニューズ』の調べでは(注7)、ワイシャツの平均価格1万9000~6万5000シ、ドレス1着3950~2万5000シ、扇風機は8000~1万5000シ、冷蔵庫や電気調理機が5万~30万シ、ラジカセ・レコーダー1万1000~15万シ、ビデオ・レコーダー30万5000シであった。

輸入品の高騰の要因としては、商人の不当な価格つりあげが考えられるが、より重要なのはタンザニア・シリングの切下げ、関税、販売税、所得税などの税負担である。サモラ・アベニューのある商人は、通貨切下げの輸入品価格への影響についてこう語っている(注8)。1986年に通貨切下げがなされ、1ドルが40シとなった。そのとき、ヨーロッパやアメリカで1ドル(40シ)で買った品物はダルエスサラームで関税、販売税を支払った後122シとなった。しかし今では(1988年12月)同じ品物が約367シもする。またダルエスサラームの百貨店の共同出資者は、輸入品の高価格の仕組みを、次のように説明してい

る(注9)。

ヨーロッパから1万4400シのコストで輸入した商品は、サモラ・アベニューの商店では最終的に4万8480シの値段になる。つまり1万4400シの商品は関税、販売税を支払うと3万2400シになり、そのうえ所得税8000シを前払いさせられ、こうして商品の価格は4万400シになる。これに少なくとも20シの利益を見込むので、最終的には4万8480シに達する。輸入品の通関手続きが遅れば倉庫料を支払わねばならず、価格はさらに高くなる。

2. 税金

ダルエスサラーム市当局は中央政府からきわめて広範囲な活動を行なうことを任せられている。初等教育、医療サービス、公衆保健衛生、下水処理、廃物処理、防火、道路整備、農業振興はすべて市の仕事である。こうした活動をするための財源が必要だが、中央政府は徴収が容易な税(賃金や給与から源泉徴収する所得税、関税、免許料)を握っており、地方政府に徴収困難な税を委ねている(注10)。ダルエスサラーム市の歳入の主要な源泉は開発税で、これは18~65歳の全ての健康な成人によって支払われるものである。

ダルエスサラーム市は、1986/87年の開発税の徴収目標額を1億2000万シとしていたが、達成率は51シにすぎなかった。1987/88年の目標額はこうした困難さを反映して約9000万シとかなり控え目な数字となっている。税額(年間)は給与等級に合わせて次のように決められている(注11)。(単位:タンザニア・シリング)

〔給与〕	〔開発税〕
2,000	150
2,001~4,000	300
4,001~6,000	400
6,001~7,000	500
7,001~8,000	600
8,001~9,000	700
9,001~10,000	800
10,001~11,000	900
11,001以上	1,000

開発税は推定45万人(市人口の3割)の住民から徴収される。納税者の大部分は2000~6000シの範囲に入っており、彼らは雇用主を通して源泉徴収の形で税を納めている。1988年7月からは税額が次のように改定された(注12)。(単位:タンザニア・シリング)

〔給与〕	〔開発税〕
2,000	250

2,001～ 3,000	350
3,001～ 4,000	450
4,001～ 5,000	550
5,001～ 6,000	650
6,001～ 7,000	750
7,001～ 8,000	850
8,001～ 9,000	950
9,001以上	1,100

1987/88年と比較すると、給与2000シでは税額が67シ増加している。6001～7000シでは50シ、7001～8000シでは41.7シ、8001～9000シでは21.4シの増加である。低所得者ほど税負担は重くなったといえる。

商人に対しては営業許可を受ける際に査定される所得税の30シを開発税として支払わせることになった。なお開発税を支払わない者には税額の半分を罰金として追徴することとした(注13)。

所得税については、JUWATA は1987年に労働者の負担を軽減するため60シの減税を政府に要求している(注14)。要求の根拠は、(1)労働者は実業家より高い所得税を支払っている、(2)実業家は支払うべき税額の40～50シしか支払っていない、(3)実業家が支払うべき税額の80シを支払えば、労働者に課税しなくても十分な歳入は得られる、(4)労働者は総額10億シの所得税を納めたが、それが減じられても政府予算に影響はない、などである。これらは JUWATA の所得税調査に基づいて導き出されたものである。

(注1) *Tanzania Economic Trends: A Quarterly Review of Economy*, 第2巻第1号, 1989年4月, 40ページ/Musuya, 前掲書, 8ページ。

(注2) Mtatifikolo, Fidelis P., "Tanzania's Incomes Policy: An Analysis of Trends with Proposals for the Future," *African Studies Review*, 第31巻第1号, 1988年4月, 36ページ。

(注3) *Economic Recovery Programme II*, 7ページ。

(注4) *Uhuru*, 1988年11月17日。

(注5) *Daily News*, 1988年11月30日。

(注6) *Uhuru*, 1988年11月17日。

(注7) *Daily News*, 1988年12月16日。

(注8) *Daily News*, 1988年12月20日。

(注9) 同上。

(注10) Kulaba, Satiel "Local Government and the Management of Urban Services in Tanzania," Richard E. Stren; Rodney R. White 編, *African*

Cities in Crisis: Managing Rapid Urban Growth, ロンドン, Westview Press, 1989年, 231ページ。

(注11) *Daily News*, 1988年2月13日。

(注12) *Uhuru*, 1988年11月10日。

(注13) 同上。

(注14) *Daily News*, 1988年2月23日。

III 土地・住宅

1. 土地

都市への急激な人口流入、人口増加(都市の年平均人口増加率8.7シ、全国3.3シ)(注1)に伴い、住民に対する必要な土地・建物の供給が追いつかず、その結果、主要都市全世帯の40～70シを不法占拠者が占めるという無法状態が生じている。ダルエスサラームでは、既存の住宅の3分の2が正当な手続きを踏まず無計画に建てられており、こうした違法建築が毎年20シの割合で増加している。マンゼッセ(Manzese)、ブグルニ(Buguruni)などの不法占拠地域は公共サービスが欠如し、区画整備もされていないために不衛生な状態が生じている(注2)。

ダルエスサラーム大学法学部講師のカピンガ(W. B. Kapinga)は、現在の都市膨張がもしこのまま続くとしたら2000年には、タンザニアの都市人口の85シはスラムか無計画なセトルメントで暮らすことになる、と語っている(注3)。

ダルエスサラームで現在大きな問題となっているのは、公有地(空地・未測量地の一部)が不当に譲渡され、無秩序な住宅建設がなされていることである(注4)。ウブンゴ(Ubungo)では国家住宅公社(National Housing Corporation: NHC)所有の土地に、家が入り組んで建てられており、下水道の通る道をふさいでしまっている所もあり、そのために無用な混乱が生じている。ザナキ・ストリート(Zanaki Street)とクビツ・プロビジョン・ストア(Kubits Provision Store)に隣接した地域に、かつて公有地があったが、今やそこには住宅が立ち並び、いずれはザンジバルの町のように通りは狭くなってしまおう、とみられている。テゲタ(Tegeta)、タバタ(Tabata)、ヨンボ・ビトゥカ(Yonbo Vituka)、シンザ(Sinza)、ムバガラ(Mbagala)では市のマスタープランに入っている土地がまだ測量がなされていないのに機関や個人に譲渡されてしまっている。

なぜ公有地が勝手に譲渡されるような事態が生じたのだろうか。これは、土地譲渡をいずれの機関が認可するのか明確になっておらず、また国土省(Ministry of

Lands and Natural Resources), NHC, 市当局の3者の連繋が円滑に行なわれていないためである。市当局については、能力や資格のない人(法律顧問, 地区代表, 測量技師, 党議長, 都市計画者)が土地行政を担当していることが問題だとする意見もある。つまり都市経済, 土地配分に関する法律や手続, 土地管理を熟知している人間がその任に当たるべきだというのである(注5)。

国土省次官, エバリスト・ムワナサオ(Evarist Mwanasao)は, 公有地の不法譲渡者に対しては厳しく処罰を行なうこと, そこに建てられた家屋を取り壊すことを命じている(注6)。

2. 住宅

1986~87年, ダルエスサラームの住宅, 社会経済事情に関して行なわれた調査(注7)によると, 660軒の家に住む2606世帯のうち82.6%は借家人であった。この借家人の63%は1世帯1部屋, 21%は2部屋, 13%は3部屋, 4%が4部屋以上を借りており, 借家世帯の大部分は1~2部屋というのがダルエスサラームの一般的な住宅事情である。持家の人は371人おり, 所得階層をみると, 低所得17%, 中所得27%, 上位中所得・高所得(1カ月4000\$以上)56%であった。

都市の住宅問題でとくに関心を集めているのは, (1)賃貸料金の値上げ, (2)住宅資金貸付限度額と利率の改定, (3)賃貸規制法(Rent Restriction Act)の改正, (4)建物登録局(Registrar of Building: ROB)のNHCへの統合・再編である。以下この点について取りあげてみよう。

第1は賃貸料金の値上げである。NHCは1988年に州賃貸裁判所(Regional Rent Tribunal)に同公社所有のフラットの家賃値上げの申請を行なっている。それによると45%の家賃は1990% (44.2倍)に, 120%は7190% (59.9倍), 250%は1万2000% (48倍), 300%は1万3600% (45.3倍)へという極端な引上げ案である(注8)。巨額な財政赤字を抱えるNHCは, 家賃を一挙に大幅に値上げすることによって危機を乗り切ろうと企図したわけであるが, 借家人はこれを阻止するようダルエスサラームの革命党支部に嘆願を行なっている。一方, 地方自治省(Ministry of Local Government)はNHCの案を検討し独自の値上げ案を提出した。比較のために数字をあげると, 現行家賃45%は200% (4.4倍), 120%は600% (5倍)というものである(注9)。NHCに比べると値上げ幅は非常に小さい。NHCの異常な値上げに対しては, ひたすら借家人から家賃を徴収するばかりで, 家屋の保守・修理を全く考慮に入れていない, という強い不満が出ている。大学司法扶助委員会(University Legal Aid

Committee)のテンガ(R. W. Tenga)は, 1984年の賃貸規制法の第35条に基づき, 家主は人が住むのに適した状態に家屋を維持していかなければならないにもかかわらず, NHCは長い間これを無視し, 居住環境を一層悪化させた, と述べている(注10)。家賃値上げというのなら, それに見合った保守・修理をまずしっかりやれ, というのが借家人の当然の要求であろう。

第2は, 住宅資金貸付限度額と利率の改定である。タンザニア住宅銀行(Tanzania Housing Bank)は1986/87年に住宅ローンとして6000万\$を計上したが, 実際に貸付けたのは2190万\$にすぎなかった。貸付がこのように低水準となっている主因は, インフレのために貸付限度額が現実の建設コストからあまりにもかけ離れてしまい, 借手の数を思うように伸ばせなかったからである(注11)。1987/88年にはこの点が見直され最高貸付額が15万\$から50万\$へと3.3倍も引き上げられた。利率は9%, 返済期限は30年である(注12)。

50万\$という限度額だが, この金額ではたして耐久性のある住宅が建築できるのかという疑問が出されている。140平方m(幅10m, 奥行き14m)の簡単な住宅でも84万\$かかると推定されるからである(注13)。換言すれば50万\$は住宅建設資金の一部を補助するものでしかないというのである。また融資を受けられる人がほんの少数の富裕な人たちに限られることも問題である。50万\$を20年間借りるとすると, ローン返済額は月3000\$にもなる(注14)。これは低賃金労働者の給与(1987/88年, 公務員最低給与月額1370\$)(注15)の2.2倍である。住宅ローン希望者の多くは30歳を超えており, 給与所得者の大部分は返済を完了する前に定年がきてしまう。結局, 融資を受ける資格があるのは余裕のある実業家ということになる(注16)。

第3は, 賃貸規制法の改正である。タンザニアにおける家主と借家人の関係は, 基本的にはこの法の規定に従って処理されている。それは家主が, 賃貸契約の際の条件を楯にとり, 借家人を強引に追い出すといった横暴な行為から借家人を保護することを企図するものである。第25条第1項は, 借家人に対して家の明け渡しを要求するには, その家と同等条件の家を見つけなければならない, と規定している。政府は法改正によってこの項の削除を求めており, これが議会を通れば家主は6カ月前に予告するだけで借家人を立ち退かせることが可能となる(注17)。家主にとっては, 建替や好条件での再賃貸がきわめて容易となるであろう。

JUWATAは, この法改正は借家人を犠牲にして少数

者を利するものだとして真向から対立する姿勢を見せている。JUWATAの主張は次のようである。

家主は住宅として賃貸している家屋を、ホテル、ゲストハウスなどの利益の多い建物に建て替えようと計画し、そのために借家人の立ち退きを望んでおり、法改正はそれを助長するものである(注18)。そうなれば住宅不足は一層深刻になり、住宅事情はさらに悪化するであろう。高額の家賃は労働者には非常に大きな負担となっているが、彼らの生活がこのうえさらに困窮化すれば生産にも悪影響を及ぼし、ひいては経済発展を挫折させることにもなる。

第4は、ROBのNHCへの統合・再編である。自治大臣はROBを解体しNHCに統合して住宅供給機関の再編を図ることを議会に提案している。『デイリー・ニュース』(1990年1月17日付)によると統合・再編のねらいは、(1)両組織とも家賃の回収が円滑に行なわれていない、(2)営業コストがかかりすぎる、(3)機能が複雑化し非効率になっている、(4)住宅の保守・修理ができていない、(5)需要増加に見合った住宅建設を実現し得ていない、などの問題を克服し、他方で国庫負担をできる限り軽減することにある。

これに対してタンザニア借家人協会(Tanzania Tenant Association)は反対を唱えた。同協会は主要構成メンバーが商人であり、彼らの多くはROBの所有する営業用建物を借りて店舗として使っており、ROB解体によって立ち退きを命じられることを危惧するからである。この建物はROBによって月6000~8000\$で賃貸されているが、テナントの多くは商人に20万\$で又貸している(注19)。ROB解体はこれまで巧みに利益を引き出してきた人たちにも大きな打撃を与えるであろう。ROB解体によって職場を迫られる人たちの再雇用、ROBの負債処理など問題は多い。現在NHCがタンザニア住宅銀行に負っている負債が約2億7000万\$もあり、このうえにROBの負債を背負いこまねばならない(注20)。NHCはROBから引継ぐ建物の修理資金をどこから捻出するのか、これも難問である。

(注1) ILO/JASPA, *Employment Promotion in Tanzania: Prospects in the Rural and Informal Sectors*, アジスアベバ, 1986年, 45ページ。

(注2) Armstrong, Allen, "Dar es Salaam's Unstoppable Growth," *Opinion*, 1987年第1号, 26ページ。

(注3) *Daily News*, 1987年9月26日。

(注4) この問題については、*Daily News*, 1988年

9月4日, 89年12月19日/*Uhuru*, 1987年2月27日, 3月13日参照。

(注5) *Daily News*, 1988年3月17日。

(注6) *Daily News*, 1989年5月5日。

(注7) *Kulaba*, 前掲論文, 213ページ。

(注8) *Daily News*, 1988年4月25日。

(注9) *Uhuru*, 1988年9月2日。

(注10) *Daily News*, 1988年4月25日。

(注11) *Daily News*, 1987年12月30日。

(注12) *Daily News*, 1988年1月2日。

(注13) *Daily News*, 1988年12月3日。

(注14) 同上。

(注15) *Daily News*, 1988年7月4日。

(注16) *Daily News*, 1988年1月2日。

(注17) *Daily News*, 1990年1月28日。

(注18) *Daily News*, 1990年1月13日。

(注19) *Daily News*, 1990年3月11日。

(注20) *Daily News*, 1990年1月25日。

IV 不正の横行と対応

以上見てきたように、都市住民の多くは生活の資を得ることもままならず、そのうえ重税、異常な物価高騰、土地・住宅難に苦しめられているのであるが、こうした厳しい状況のなかで不正が横行し、大きな社会問題となっている。

国務大臣ムヒディン・キマリオ(Muhiddin Kimario)は1988年7月、政府機関(行政)および公企業の公共財産の盗難(横領)件数・金額について報告している(注1)。これによると政府機関(行政)の盗難(横領)件数は1986年569件, 87年658件(16%増), 盗難(横領)金額は86年5090万\$, 87年1億8690万\$(267%増)であった。公企業における盗難(横領)件数は1986年697件, 87年805件(15%増), 盗難(横領)金額は86年3億6010万\$, 87年5億1090万\$(42%増)であった。政府機関(行政)と公企業を合わせた1987年の盗難(横領)金額は、6億9780万\$であり、これは国務省予算の12%にも相当する。

タンザニア婦人同盟(Umoja wa Wanawake wa Tanzania)の議長ソフィア・カワワ(Sophia Kawawa)は、いくつかの行政機関で不正はすでに顕著になっているが、とりわけ問題なのは女性解放に重要な役割を果たしている教育などの領域での不正である(注2)、と語っている。

都市社会では不正が実にさまざまな形でなわねてい

る。(1)公用車のガソリン、ディーゼル・オイルを抜き取り売却する、(2)公用車の部品を取り外して使い古しの部品と交換し、新品の部品を売り払う、(3)政府購入品の価格を不当に高く記載する、(4)手当ての不正支給や給与の二重払いをする、(5)地位特権を利用して賄賂をとる、等々である。住宅用地の認定、営業許可申請、所得税(商人)の査定、輸入品の通関手続き、銀行の融資獲得、電話取り付け、国営病院での治療、統制品の割当てなど、ありとあらゆるところで便宜供与に対して賄賂が要求される(注3)。

こうした不正が横行する原因だが、まず公務員、公企業従業員の大部分があまりにも給与が低く、衣料、食糧にもこと欠き、住居もままならない生活苦に陥っている点があげられる。1970年代中葉においては、月500\$の所得で豊かに暮せた中級役人が、今では家族の主食費を確保するのに四苦八苦している(注4)、という話もあり、政府機関や公企業で働く労働者はどうしても他に収入源を求めざるをえないのが実情である。そこで身近にある利得の機会をうまく利用して、生活の資を得ることに熱中し、本業そっちのけで不正にひた走ることとなる。

一方、実業家、政府・党の指導者のなかには、貿易自由化に伴う外国製品の大量流入の下で、西欧風の近代化された暮らしを希求し、蓄財のために大掛りな不正を行っている者も少なくない。彼らの生活は、立派な家に住み、高価な車、ビデオを買い、豪華な結婚式をあげ、といった形で庶民とはかけ離れたものになってきている(注5)。こうした際立った格差は目につき、生活難にあえぐ庶民の反感を募らせることになる。

今年に入って、国家代表党員総会(Central Committee of the Party National Executive Committee)の決定に基づき、革命党内の汚職を追放するための特別委員会が設けられた。当委員会は革命党の指導者(国、県レベル)の行動と資産を調査し、摘発に乗り出そうとしている(注6)。委員は9名で、1年以内に任務を完了する予定である。この特別委員会が持てる者と持たざる者の間のギャップを埋めると期待する人もいるが、庶民の多くの反応は冷ややかである。あまりにも汚職の根は深く、取締りなどはや手遅れだという諦めや、政府がかつて出した指令が実効をあげずに自然消滅した苦い経験から出ているのだろう。特別委員会の構成メンバーそのものも疑問である。革命党の事務局長の補佐官2人(秘書、特別顧問)がメンバーに加わっているが、上司である事務局長が摘発に対して圧力をかけることはないのか、アルシャの国会議員選挙で落選したジャクソン・カーヤ

(Jackson Kaaya)をなぜわざわざ委員会の議長に据えねばならないのか、といった点である。資産調査では指導者たちが妻や子供、親戚の名義にして資産入手の追求をかわすことが十分考えられるが(注7)、こうした場合、委員会はいかなる処置を取るのだろうか。

(注1) *Daily News*, 1988年7月22日。

(注2) *Daily News*, 1990年3月9日。

(注3) 最近ではムヒンビリ・メディカル・センター(Muhimbili Medical Centre)で治療を受けようとした女性が2000\$の賄賂を担当医師から要求され、それを支払えず、私立のアガカーン(Agakhan)病院に収容された事件が大きな話題となった(*Daily News*, 1990年3月15日/*Sunday News*, 1990年3月18日)。

(注4) *Business Times*, 1990年3月9日。

(注5) *Business Times*, 1990年2月2日/*Daily News*, 1990年3月2日。

(注6) この特別委員会については *Daily News*, 1990年3月2日を参照。

(注7) 『サンデイ・ニューズ』(*Sunday News*, 1990年3月11日)にウィリアム・ンチビ(William Nchibi)が執筆したコラムは、党指導者の手紙という形式を借りて資産公開の真相をみごとに風刺している。やや長文だが引用しておこう。

「拝啓

親愛なるわが共和国の農民、そして敬愛すべき労働者の皆さん。私はまず皆さんのお赦しをいただきたいと思います。私がこれまでやってきたこと、つまり皆さんを搾取してきたことをお赦し下さい。私は党の幹部であり、党の国家的リーダーですが、欲望を抑えることができませんでした。よくおわかりでしょう、蜂蜜のつぼに指をつっこんだら最後、もうやめられないのです。それは非常に甘いのです。

皆さんの貴重なお時間を無駄にせず、私の申し上げたいことを包み隠さずお話しします。すでにご存知のように、党は私たちを徹底的に調査すべく特別委員会をつくりました。私たちは、所有している物をあらいざらい表にして提出するよう要請されています。そればかりではありません、それをどうやって入手したのかまでも話さなければなりません。当委員会に調査される前に、私は自ら、農民や労働者の皆さんに私の資産を申告しようと思いましたが。どうしてですって。私は委員会を搾取してきたわけではなく、あなた方を搾取してきたのですから。

自分が持っていないものを申告することで話を始め

させていただきたいと思います。はい、私が、持っていないものです。そうする方がわかりやすいと思うからです。では、私が持っていないものとは何でしょう。

私は店を持っていません。会社を持っていません。私は他の仕事を持っていません。私は何も持っていません。家族以外、何ひとつ持っていないのです。正直申し上げて、皆さんの前で申告できるのは、これがすべてです。が、皆さんのなかには私のこの言葉を信じない方もおられるでしょう。恐らくこう詰問するでしょう。『カリアコー (Kariakoo) やムベジ (Mbeji)、キマラ (Kimara) のマンションはどうしたんだ。アルーシャの観光ホテルはどうなんだ。トラック、バス、タクシーはどうなってるんだ。ダルエスサラームとザンジバル間を往復している船はどうした。これはどうだ。あれはどうした』。

答えはいたって簡単です。それは確かに、かつては私のものでした。でも今はちがうのです。私は、公的部門のこの高い地位に任命される以前は、まさに億万長者でした。誰もがそれを知っています。しかし、もう私は全ての資産を家族に分配してしまったのです。今やそれは私のものではないのです。私の最初の妻が、アパートとホテルを経営しています、2番目の妻はトラック・タクシー・船会社を共同経営しています。そのほかにしても、そう、モン、アルーシャ、ここダルエスサラームに私設診療所を持っていましたが、それも長男のドクター・ムリジャ (Mrija) に譲りました。私の義理の妹と彼が、共同経営しています。彼らが稼いだものは私には全く関係ありません。もし彼らが私に何かしてくれるとしても、それは私が彼らにとって敬うべき年長者だからで、ただそれだけのことです。

恐らく皆さんは言われるでしょう。農場は？と。はい、私は3つ持っています。『農業は経済の支柱だ』と党が言っているとき、私のような指導者が身をもって、党がいかに真剣に農業振興に取り組んでいるかを示さなければなりませんから。私の農場は非常に活気に満ちていますよ。

民間会社の株については、昔は持っていたのですが、革命党の立派な指導者になろうと思ったので処分しました。これが現在の私なのです。私が何も持っていないこと、おわかりいただけたものと思います。私は、持っていないものを含めて完璧にすべてを申告いたしました。確かに私は持っています。委員会に手間

をかけさせたくなかったので申告したのです。さて、時間がきました。お話を終えるにあたって、私としては、万事うまくいくだろうと確信している次第です。結局、持っていない物を申告したのは、私が最初でしょう。そのために私が持っているもの（実際は持っていない）を委員会が見つげ出すことは容易でしょう。私のように正直な指導者が一体、何人いるのでしょうか。ある人はあれこれ隠しだてするでしょう、ある人は見せかけとして妻子、親類、友人を利用するでしょう。私は何ひとつ隠しだてしません。私の行為が、良い刺激剤になったとして昇進か、あるいはそれに値するものを与えられるのだろうか、ですって。しかし、私は昇進のためにこれをしたわけではありません。私の現在の地位は、衣・食・住を十分与えてくれます。他に何も要らないのです。私は模範を示そうと思い、これまでしてきたことを、したままであります。恐らく他の人たちも私にならってくれるでしょう。彼らには是非そうするよう激励したいと思います。早ければ早いほどよい。

親愛なる農民、そして労働者の皆さん。手紙は短くなければいけません。

革命党万歳、ウジャマー万歳、私はみなさんの忠実なる指導者です。ともに建設に励みましょう。

むすびに

第1次経済再建計画の下で、タンザニアの経済は、GDPなどのマクロ経済的指標にみるように一定の成果をあげ、回復に向かった。しかし都市社会にスポットを当てて人々の生活を眺めてみると、そこにはさまざまな問題が生じていることがわかる。生産部門の公企業は、IMFの勧告受入れに伴って本格化した貿易自由化のために、外国製品との競争にさらされ経営困難に陥った。繊維企業などは政府の指示する賃金引上げができないばかりか、操業コストを減ずるために労働者に無給の長期休暇を強いた。物価はシリングの切下げ、税負担の増加が主たる原因で高騰した。しかもそのテンポは急激であり、大幅な賃金引上げでも到底埋め合わせ得るものでなかった。所得税は引下げが行われたものの、源泉徴収される給与所得者にとってはとりわけ負担が大きい。ダルエスサラーム市の主要な財源となっている開発税は1987/88年の改定によって低所得者層ほど負担が重くなった。公共住宅の家賃値上げも庶民の家計を大いに圧迫した。フォーマル・セクターで得る収入だけでは暮しもま

まならない人たちやその家族はインフォーマル・セクターに活路を求めることになる。政府機関(行政)、公企業は緊縮財政の下で雇用を極力抑制しており、都市に流入した若者の大部分もインフォーマル・セクターに雇用口を見い出さざるをえない。しかし財政難に苦しむ市当局は増税を強行し、露店商に対する規制を強化した。

多くの庶民がこうして苦しい生活を余儀なくされるなかで、経済自由化の波に乗り地位・特権を利用し、あるいは財力にものをいわせ、ますます豊かになっていく人たちが一方に出現した。一般庶民の月給の何十カ月分もの高価な輸入品を買い、立派な家に住み優雅に暮している人々を庶民は羨望の眼差しで見つめた。そしてとりわ

け政府や党の指導者といった特権層に対し不信を強め、彼らの不正を非難し始めた。政府や党はこれまでのように経済生活の悪化の責任を全面的に IMF、世銀に転嫁して言い逃れすることはできない。党は特別委員会をつくり、党指導者の資産を調査し、不正に対して然るべき処罰を行なうことを決定した。しかしこうした不正摘発の運動が実を結ぶためには、民衆が政府機関、公企業の意思決定、管理運営に参加できるよう大胆な機構改革を行なわねばならないだろう。東欧の一党制支配の崩壊の影響もあって、タンザニアでも複数政党制の必要がようやく論じられ始めたが、民衆の政治参加が改めて重要な課題となってきたと言えよう。

(駒沢大学教授)